

ニュースリリース

損害保険料率算出機構
(略称：損保料率機構)
総務企画部 広報グループ
〒163-1029
東京都新宿区西新宿 3-7-1
新宿パークタワー29階
TEL 03 (6758) 1353(直通)
FAX 03 (3346) 7534
<http://www.giroj.or.jp/>

No.2017-0009

2017年6月15日

地震保険基準料率の届出について

損害保険料率算出機構（略称：損保料率機構、理事長：浦川道太郎）は、2017年6月15日付で「損害保険料率算出団体に関する法律」（料団法）第9条の3第1項後段の規定に基づき、地震保険基準料率の変更に関する届出を、金融庁長官に行いました。

届出の概要

地震保険基準料率の基本料率^{注1}を全国平均で+3.8%引き上げます。

：改定率は都道府県・建物の構造区分により異なります（最大引上げ率は+14.9%、最大引下げ率は-15.8%となります。）。

また、今回の届出では、長期係数^{注2}の見直しもあわせて行います^{注3}。

注1 割引および長期係数を適用する前の料率

注2 保険期間が2～5年の保険契約の一括払保険料を計算する際に使用する係数

注3 都道府県・建物の構造区分別の改定率および長期係数は次ページをご参照ください。

地震保険基準料率については、前回改定の届出（2015年9月30日付）において、基本料率の改定を3段階に分けて行うこととしていました。今回の届出は、この3段階改定のうちの2回目の改定の届出になります。

なお、今回、基本料率の算出にあたっては、各種基礎データを更新したうえで、再計算を行っています。また、長期係数の見直しにあたっては、近年の金利状況を踏まえています。

詳細は別紙をご参照ください。

地震保険基準料率とは

当機構は、料団法に基づき、地震保険基準料率を算出しています（詳細は後記《補足事項》参照）。

《地震保険基準料率の仕組み》

地震保険基準料率は、将来の地震の危険度に基づき算出しています。なお、地震保険は、政府と保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であるため、利潤を織り込んでいません。

また、契約者が支払った地震保険料は、必要経費部分を除いた全ての額が責任準備金として積み立てられ、地震災害による支払いに備えられています。

◇本件に関するお問合せ◇

総務企画部 広報グループ

03-6758-1353（担当：植田、嶋田、林）

【基本料率（割引適用なし、保険期間1年、保険金額1,000円につき）】

建物の構造 ^(注) 都道府県	イ構造			ロ構造		
	現行 [円]	届出 [円]	改定率	現行 [円]	届出 [円]	改定率
北海道	0.81	0.78	▲3.7%	1.53	1.35	▲11.8%
青森県	0.81	0.78	▲3.7%	1.53	1.35	▲11.8%
岩手県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
宮城県	0.95	1.07	+12.6%	1.84	1.97	+7.1%
秋田県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
山形県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
福島県	0.74	0.85	+14.9%	1.49	1.70	+14.1%
茨城県	1.35	1.55	+14.8%	2.79	3.20	+14.7%
栃木県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
群馬県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
埼玉県	1.56	1.78	+14.1%	2.79	3.20	+14.7%
千葉県	2.25	2.50	+11.1%	3.63	3.89	+7.2%
東京都	2.25	2.50	+11.1%	3.63	3.89	+7.2%
神奈川県	2.25	2.50	+11.1%	3.63	3.89	+7.2%
新潟県	0.81	0.78	▲3.7%	1.53	1.35	▲11.8%
富山県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
石川県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
福井県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
山梨県	0.95	1.07	+12.6%	1.84	1.97	+7.1%
長野県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
岐阜県	0.81	0.78	▲3.7%	1.53	1.35	▲11.8%
静岡県	2.25	2.50	+11.1%	3.63	3.89	+7.2%
愛知県	1.71	1.44	▲15.8%	2.89	2.47	▲14.5%
三重県	1.71	1.44	▲15.8%	2.89	2.47	▲14.5%
滋賀県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
京都府	0.81	0.78	▲3.7%	1.53	1.35	▲11.8%
大阪府	1.32	1.26	▲4.5%	2.38	2.24	▲5.9%
兵庫県	0.81	0.78	▲3.7%	1.53	1.35	▲11.8%
奈良県	0.81	0.78	▲3.7%	1.53	1.35	▲11.8%
和歌山県	1.71	1.44	▲15.8%	2.89	2.47	▲14.5%
鳥取県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
島根県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
岡山県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
広島県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
山口県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
徳島県	1.35	1.55	+14.8%	3.19	3.65	+14.4%
香川県	0.95	1.07	+12.6%	1.84	1.97	+7.1%
愛媛県	1.20	1.20	0.0%	2.38	2.24	▲5.9%
高知県	1.35	1.55	+14.8%	3.19	3.65	+14.4%
福岡県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
佐賀県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
長崎県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
熊本県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
大分県	0.95	1.07	+12.6%	1.84	1.97	+7.1%
宮崎県	0.95	1.07	+12.6%	1.84	1.97	+7.1%
鹿児島県	0.68	0.71	+4.4%	1.14	1.16	+1.8%
沖縄県	0.95	1.07	+12.6%	1.84	1.97	+7.1%

(注) イ構造：耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建物等 ロ構造：イ構造以外の建物

【長期係数】

保険期間		2年	3年	4年	5年
長期係数	現行	1.90	2.75	3.60	4.45
	届出	1.90	2.80	3.70	4.60

実際の契約例での保険料は参考1、参考2をご参照ください。届出後の基準料率の詳細については、こちら (<http://giroj.or.jp/service/ryoritsu/quake290615.pdf>) をご確認ください。

1. 基本料率（全国平均の引上げ率）について

（1）3段階に分けた引上げについて

地震保険基準料率（以下、料率）については、前回 2015 年 9 月 30 日に届出を行っています。この前回の届出にあたっては、基礎データの 1 つである震源モデル^{注1}が、東北地方太平洋沖地震を踏まえて見直されたことなどを理由に、基本料率の大幅な引上げが必要な状況となりました。そこで、財務省「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合の議論のとりまとめ（参考3参照）の意見・指摘を踏まえ、3段階に分けて引上げを行うこととしました。

このため、前回の届出では、全国平均で+19.0%の引上げが必要であったところ、3段階改定の1回目として+5.1%の引上げを行いました^{注2}。また、2回目以降の料率の引上げについては、今後の各種基礎データの更新などの影響を踏まえることとしていました。

注1 前回の届出では 2014 年 12 月 19 日に公表された地震調査研究推進本部が作成する「確率論的地震動予測地図」（以下、予測地図）の震源モデルを用いています。
震源モデルの詳細は「全国地震動予測地図 2014 年版 ～全国の地震動ハザードを概観して～」をご参照ください。

(http://www.jishin.go.jp/evaluation/seismic_hazard_map/shm_report/shm_report_2014/)

注2 残り2回の改定で必要な全国平均での引上げ率は+13.2%の見込みでした。

（2）今回の引上げ率について

今般、各種基礎データである震源モデル^{注3}や住宅・土地統計調査、地震保険契約データなどを更新して再計算した結果、耐震性の高い住宅の普及などにより、前回届出時に見込んでいた残り2回で必要な全国平均での引上げ率が+13.2%から+8.7%まで縮小しました。

今回の届出は3段階改定の2回目にあたり、今回を含めた残り2回の改定で必要な水準にまで引上げを行うことから、今回の届出による全国平均の引上げ率は下表のとおりとなります。

今回（3段階改定の2回目）の全国平均の引上げ率

イ構造	ロ構造	合計
+5.5%	+2.2%	+3.8%

なお、次回、3回目の料率の引上げについては、あらためて今後の各種基礎データの更新などの影響を踏まえて行います。

注3 今回の届出では 2016 年 6 月 10 日に公表された予測地図の震源モデルを用いています。
震源モデルの詳細は「全国地震動予測地図 2016 年版」をご参照ください。

(http://www.jishin.go.jp/evaluation/seismic_hazard_map/shm_report/shm_report_2016/)

上記のご説明のとおり、地震保険基準料率については、基本料率の引上げを3段階に分けて行うこととしているため、3段階の引上げが行われるまでの間については、保険料収入が不足することになります。

この不足分については、長期的に地震保険制度の収支相償を確保するため、財務省「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合の議論のとりまとめを踏まえ、3段階の引上げ後に実施する改定にて解消することとしています。

2. 基本料率（都道府県別料率）について

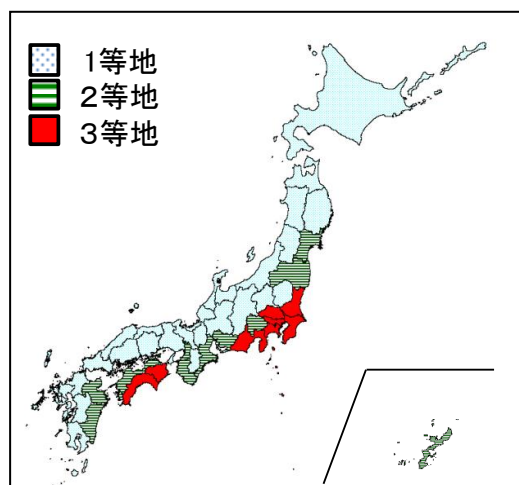
（1）危険度計算の結果に基づく等区分

現在、地震保険では地震の危険度に応じて都道府県を3つの等地（危険度の低い順に1等地から3等地）に区分しています。

今回の届出にあたり、新たに危険度計算を行い、各都道府県の等地の再区分を行いました。が、現行（2015年9月30日届出、2017年1月1日実施）から等地の変更はありませんでした。

【等区分】

等地	都道府県
1	北海道、青森、岩手、秋田、山形、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島
2	宮城、福島、山梨、愛知、三重、大阪、和歌山、香川、愛媛、大分、宮崎、沖縄
3	茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、徳島、高知



（2）今回届け出た都道府県別料率の算出

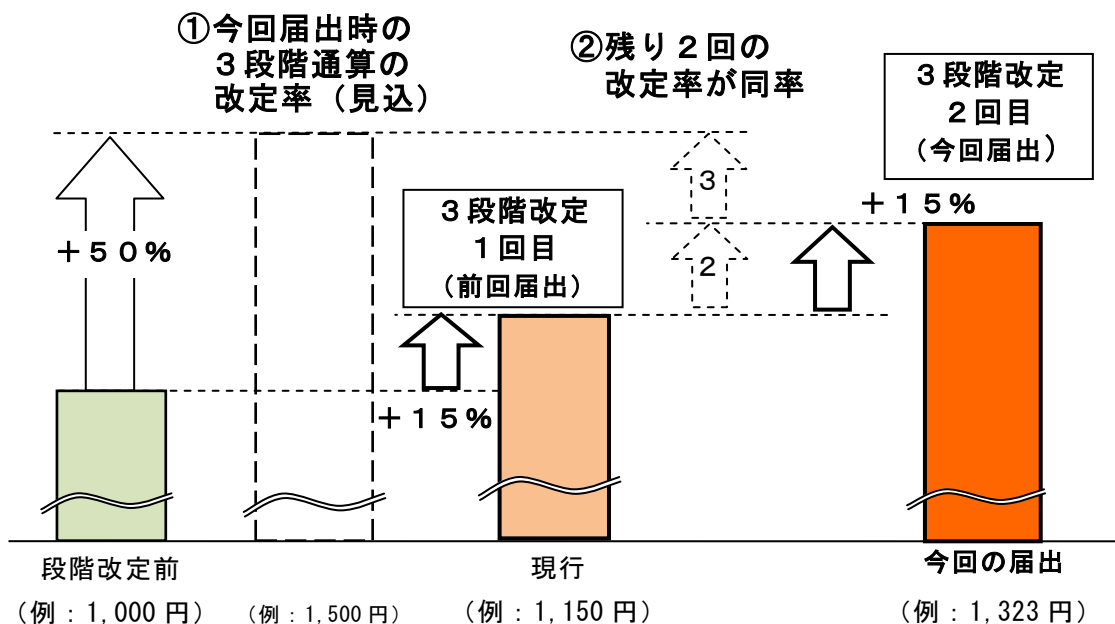
都道府県別料率は、上記（1）の等区分単位に算出することを基本としています。そのうえで、各等区分に区分されているいずれの都道府県においても3段階通算の改定率が段階改定前（2016年12月以前）との比較で+50%を上回ることはないようにするなど、以下の手順で都道府県別料率を算出しています。（都道府県別料率の算出例は次ページをご参照ください。）

- ① 都道府県ごとに **3段階通算の改定率（+50%を上限）** を計算
- ② 残り2回（2回目、3回目）の **改定率が同率** となるように2回目の都道府県別料率を算出

以上のように算出した結果、今回の届出による都道府県別料率の最大引上げ率、最大引下げ率は下表のとおりとなります。

	イ構造	ロ構造
最大引上げ率	+14.9%	+14.7%
最大引下げ率	▲15.8%	▲14.5%

都道府県別料率の算出例：改定率が3段階通算で+50%となる場合^{注1}



注1 実際の通算の改定率は今後の基礎データの更新により変動します。

3. 長期係数の見直しについて

長期係数は、保険期間を2～5年とする契約の保険料を一括で支払う場合の保険料の計算に使用する係数^{注2}であり、1年目と2年目以降の事務コストの差や運用の利率等を考慮して算出しています。

今回の届出では、長期係数の算出に用いている利率（予定利率）について、近年の金利状況を踏まえ、現行の1.5%から0.5%に変更しました。

その結果、長期係数は下表のとおりとなります^{注3}。

保険期間		2年	3年	4年	5年
長期係数	現行	1.90	2.75	3.60	4.45
	届出	1.90	2.80	3.70	4.60
	増減率	0.0%	+1.8%	+2.8%	+3.4%

注2 実際に適用される料率は「基本料率×割引率×長期係数」で計算されます。

注3 あわせて未経過料率係数（長期契約の保険期間の途中で保険料の払い戻しや追加払いが必要となった場合の計算に使用する係数）についても算出し、届出を行っています。詳細はこちら（<http://giroj.or.jp/service/ryoritsu/quake290615.pdf>）をご確認ください。

【保険金額 1,000 万円、割引率 10%^(注)とした場合の保険料（保険期間 1 年、一括払）】

建物の構造 都道府県	イ 構造				ロ 構造			
	現行 [円]	届出 [円]	差額 [円]	増減率 [%]	現行 [円]	届出 [円]	差額 [円]	増減率 [%]
北海道	7,300	7,000	▲300	▲4.1	13,800	12,200	▲1,600	▲11.6
青森県	7,300	7,000	▲300	▲4.1	13,800	12,200	▲1,600	▲11.6
岩手県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
宮城県	8,600	9,600	+1,000	+11.6	16,600	17,700	+1,100	+6.6
秋田県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
山形県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
福島県	6,700	7,700	+1,000	+14.9	13,400	15,300	+1,900	+14.2
茨城県	12,200	14,000	+1,800	+14.8	25,100	28,800	+3,700	+14.7
栃木県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
群馬県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
埼玉県	14,000	16,000	+2,000	+14.3	25,100	28,800	+3,700	+14.7
千葉県	20,300	22,500	+2,200	+10.8	32,700	35,000	+2,300	+7.0
東京都	20,300	22,500	+2,200	+10.8	32,700	35,000	+2,300	+7.0
神奈川県	20,300	22,500	+2,200	+10.8	32,700	35,000	+2,300	+7.0
新潟県	7,300	7,000	▲300	▲4.1	13,800	12,200	▲1,600	▲11.6
富山県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
石川県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
福井県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
山梨県	8,600	9,600	+1,000	+11.6	16,600	17,700	+1,100	+6.6
長野県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
岐阜県	7,300	7,000	▲300	▲4.1	13,800	12,200	▲1,600	▲11.6
静岡県	20,300	22,500	+2,200	+10.8	32,700	35,000	+2,300	+7.0
愛知県	15,400	13,000	▲2,400	▲15.6	26,000	22,200	▲3,800	▲14.6
三重県	15,400	13,000	▲2,400	▲15.6	26,000	22,200	▲3,800	▲14.6
滋賀県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
京都府	7,300	7,000	▲300	▲4.1	13,800	12,200	▲1,600	▲11.6
大阪府	11,900	11,300	▲600	▲5.0	21,400	20,200	▲1,200	▲5.6
兵庫県	7,300	7,000	▲300	▲4.1	13,800	12,200	▲1,600	▲11.6
奈良県	7,300	7,000	▲300	▲4.1	13,800	12,200	▲1,600	▲11.6
和歌山県	15,400	13,000	▲2,400	▲15.6	26,000	22,200	▲3,800	▲14.6
鳥取県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
島根県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
岡山県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
広島県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
山口県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
徳島県	12,200	14,000	+1,800	+14.8	28,700	32,900	+4,200	+14.6
香川県	8,600	9,600	+1,000	+11.6	16,600	17,700	+1,100	+6.6
愛媛県	10,800	10,800	0	0.0	21,400	20,200	▲1,200	▲5.6
高知県	12,200	14,000	+1,800	+14.8	28,700	32,900	+4,200	+14.6
福岡県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
佐賀県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
長崎県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
熊本県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
大分県	8,600	9,600	+1,000	+11.6	16,600	17,700	+1,100	+6.6
宮崎県	8,600	9,600	+1,000	+11.6	16,600	17,700	+1,100	+6.6
鹿児島県	6,100	6,400	+300	+4.9	10,300	10,400	+100	+1.0
沖縄県	8,600	9,600	+1,000	+11.6	16,600	17,700	+1,100	+6.6

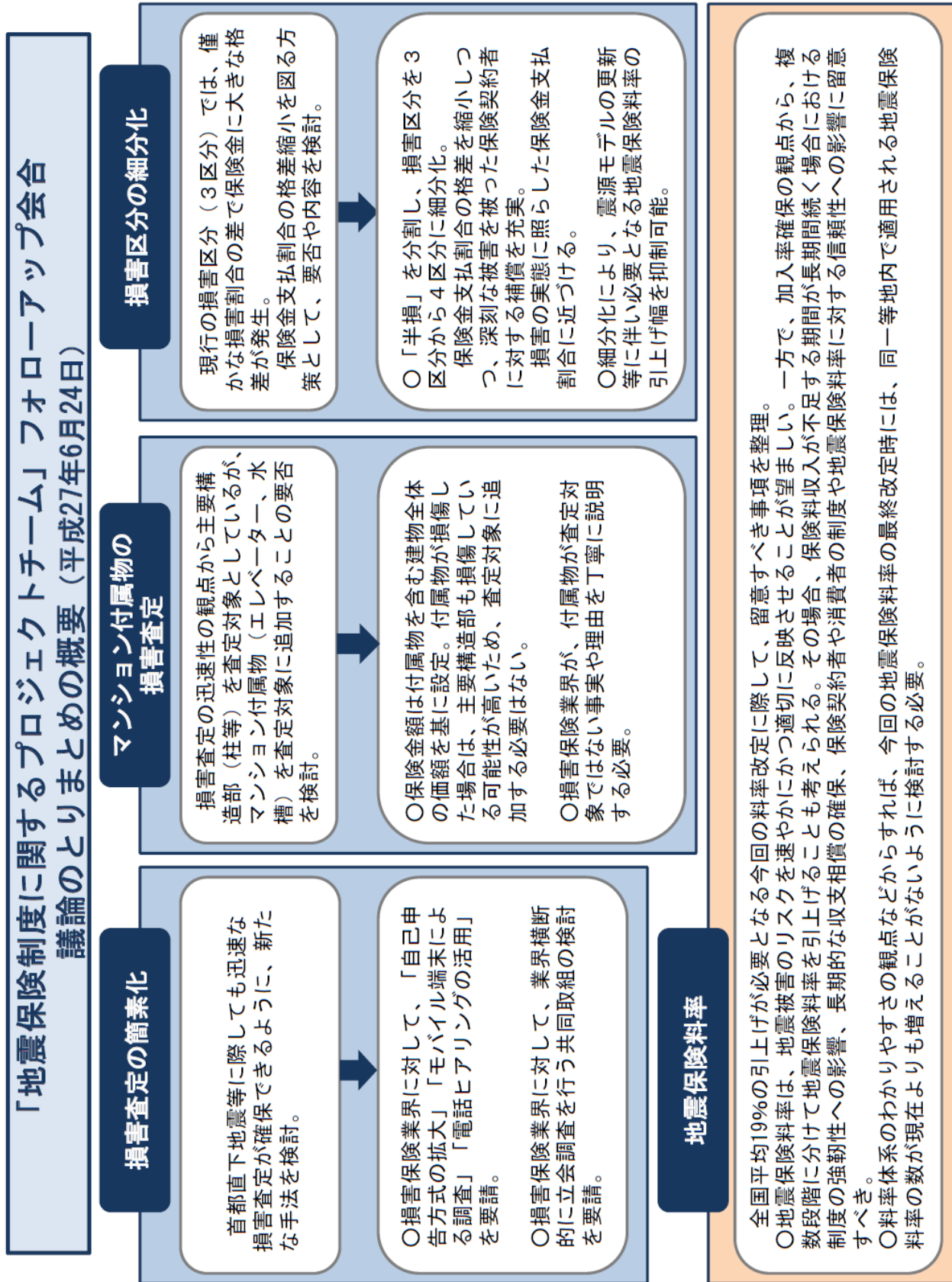
(注) 建築年割引、耐震等級割引（耐震等級 1）または耐震診断割引の割引率

【保険金額 1,000 万円、割引率 10% (注) とした場合の保険料 (保険期間 5 年、一括払)】

建物の構造 都道府県	イ構造				ロ構造			
	現行 [円]	届出 [円]	差額 [円]	増減率 [%]	現行 [円]	届出 [円]	差額 [円]	増減率 [%]
北海道	32,400	32,300	▲100	▲0.3	61,300	55,900	▲5,400	▲8.8
青森県	32,400	32,300	▲100	▲0.3	61,300	55,900	▲5,400	▲8.8
岩手県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
宮城県	38,000	44,300	+6,300	+16.6	73,700	81,600	+7,900	+10.7
秋田県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
山形県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
福島県	29,600	35,200	+5,600	+18.9	59,700	70,400	+10,700	+17.9
茨城県	54,100	64,200	+10,100	+18.7	111,700	132,500	+20,800	+18.6
栃木県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
群馬県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
埼玉県	62,500	73,700	+11,200	+17.9	111,700	132,500	+20,800	+18.6
千葉県	90,100	103,500	+13,400	+14.9	145,400	161,000	+15,600	+10.7
東京都	90,100	103,500	+13,400	+14.9	145,400	161,000	+15,600	+10.7
神奈川県	90,100	103,500	+13,400	+14.9	145,400	161,000	+15,600	+10.7
新潟県	32,400	32,300	▲100	▲0.3	61,300	55,900	▲5,400	▲8.8
富山県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
石川県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
福井県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
山梨県	38,000	44,300	+6,300	+16.6	73,700	81,600	+7,900	+10.7
長野県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
岐阜県	32,400	32,300	▲100	▲0.3	61,300	55,900	▲5,400	▲8.8
静岡県	90,100	103,500	+13,400	+14.9	145,400	161,000	+15,600	+10.7
愛知県	68,500	59,600	▲8,900	▲13.0	115,700	102,300	▲13,400	▲11.6
三重県	68,500	59,600	▲8,900	▲13.0	115,700	102,300	▲13,400	▲11.6
滋賀県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
京都府	32,400	32,300	▲100	▲0.3	61,300	55,900	▲5,400	▲8.8
大阪府	52,900	52,200	▲700	▲1.3	95,300	92,700	▲2,600	▲2.7
兵庫県	32,400	32,300	▲100	▲0.3	61,300	55,900	▲5,400	▲8.8
奈良県	32,400	32,300	▲100	▲0.3	61,300	55,900	▲5,400	▲8.8
和歌山県	68,500	59,600	▲8,900	▲13.0	115,700	102,300	▲13,400	▲11.6
鳥取県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
島根県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
岡山県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
広島県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
山口県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
徳島県	54,100	64,200	+10,100	+18.7	127,800	151,100	+23,300	+18.2
香川県	38,000	44,300	+6,300	+16.6	73,700	81,600	+7,900	+10.7
愛媛県	48,100	49,700	+1,600	+3.3	95,300	92,700	▲2,600	▲2.7
高知県	54,100	64,200	+10,100	+18.7	127,800	151,100	+23,300	+18.2
福岡県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
佐賀県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
長崎県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
熊本県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
大分県	38,000	44,300	+6,300	+16.6	73,700	81,600	+7,900	+10.7
宮崎県	38,000	44,300	+6,300	+16.6	73,700	81,600	+7,900	+10.7
鹿児島県	27,200	29,400	+2,200	+8.1	45,700	48,000	+2,300	+5.0
沖縄県	38,000	44,300	+6,300	+16.6	73,700	81,600	+7,900	+10.7

(注) 建築年割引、耐震等級割引 (耐震等級 1) または耐震診断割引の割引率

財務省「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ委員会
議論のとりまとめの概要（2015年6月24日）



○地震保険について

地震保険は「地震保険に関する法律」に基づいて設けられている保険で、居住用建物や家財を対象として、地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害^{注1}を補償する保険です。

地震保険は、必ず火災保険とあわせて加入することになっています。保険金額は、建物については5,000万円、家財については1,000万円を引受限度額^{注2}としており、火災保険の保険金額の30%~50%で設定することになっています^{注3}。

地震保険は、大規模な地震により巨額な損害が生じた場合、民間の保険会社では補償しきれないことから、政府が再保険を引受けることによって、政府と民間の保険会社が分担して補償する仕組みになっています^{注4}。

○地震保険の基準料率の届出

当機構は料団法に基づき、地震保険の基準料率を算出し、金融庁長官に届出を行います。金融庁長官は、届出のあった基準料率について「基準料率の原則」（基準料率は、合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない）に適合しているか、審査（適合性審査）を行います。

また、契約者や被保険者などの利害関係人は、当機構が金融庁長官に届け出た基準料率に不服がある場合には、料団法に基づき金融庁長官に異議の申出を行うことができます^{注5}。

○基準料率に関する資料の閲覧

地震保険基準料率表および基準料率算出の基礎資料の閲覧^{注6}を希望される場合は、当機構総務企画部広報グループ（TEL 03 (6758) 1353(直通)）までお問い合わせください。

なお、今回届け出た内容は2017年6月23日付の官報に掲載されます。また、届出を行った地震保険基準料率表は、当機構のウェブサイトで掲出しており、ご要望があればご提供いたします。（<http://giroj.or.jp/service/ryoritsu/quake290615.pdf>）

○震源モデルについて

「確率論的地震動予測地図」の震源モデルのデータは、同地図の作成に資する技術的な検討および作成作業を行っている国立研究開発法人防災科学技術研究所のウェブサイトにおいて公表されています。（<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>）

注1 これらの損害は火災保険では支払われません。

注2 引受限度額については、地震保険に関する法律 施行令 第2条に定められています。

注3 保険金額については、地震保険に関する法律 第2条に定められています。

注4 政府再保険については、地震保険に関する法律 第3条に定められています。

注5 異議の申出については、料団法 第10条の2 および第10条の6に定められています。

注6 資料の閲覧については、料団法 第10条に定められています。